

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第51号**

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第 5（第42条関係）		別表第 5（第42条関係）	
事業の種類	許認可等	事業の種類	許認可等
1 条例別表第 1 号に掲げる事業	ア 道路法（昭和27年法律第 180号） <u>第74条</u> の規定による 認可 イ及びウ 略	1 条例別表第 1 号に掲げる事業	ア 道路法（昭和27年法律第 180号） <u>第74条第 2 項</u> の規定 による認可 イ及びウ 略
略		略	

附 則

この規則は、平成23年 8 月 2 日から施行する。